

新商品の生産等による新事業分野開拓事業者
認定事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第4号、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の13第1項第4号、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の3及び地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号）第53条に基づき、新商品の生産又は新役務の提供（以下「新商品の生産等」という。）により新たな事業分野の開拓を図る者を知事が認定し、認定を受けた者が生産する新商品を当該認定を受けた者から知事が随意契約により買入れ若しくは借り入れる又は認定を受けた者が提供する新役務を当該認定を受けた者から知事が随意契約により新役務の提供を受けることによって販路開拓支援と行政サービスの向上を図ることを目的とした「新商品の生産等による新事業分野開拓事業者認定事業」（以下「本事業」という。）の実施に関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「新商品」又は「新役務」（以下「新商品等」という。）とは、地方自治法施行規則第12条の3第1項各号又は地方公営企業法施行規則第53条第1項各号に該当すると認められるもののうち、次の全ての事項を満たすものをいう。

- (1) 法律の承認を受けた計画等により生産する商品又は提供する役務で、別表第1のいずれかに該当するものであること。
- (2) 大阪府（以下「府」という。）の機関において、使途が見込まれる新商品等であること。
- (3) 第5条第1項による事前申請の時点で販売を開始してから概ね5年以内の商品で、販売実績が少ない新商品等であること。（ただし、別表第1(4)を除く）
- (4) 大阪府グリーン調達方針に適合する新商品等であること。
- (5) 関係法令に適合するとともに、特許権等の権利に関する問題が生じない新商品等であること。
- (6) J I S規格など品質及び安全性に関する基準に合致している新商品等であること。
- (7) 既に本事業において、第5条による申請を行い、第6条第3項による通知を受けた新商品等でないこと。

2 この要綱において新商品等を生産又は提供するもの（以下「事業者」という。）は次の全ての事項を満たすものをいう。

- (1) 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項各号

のいずれかに該当するもの又は同法第2条第5項各号のいずれかに該当するもの。

(2) 会社にあつては本店登記を、組合等にあつては主たる事務所を府内に有するもの。

(3) 府税に係る徴収金を完納しているもの。

(審査会)

第3条 知事は、第5条第4項により本申請のあった新商品の生産等による新事業分野開拓実施計画（以下「実施計画」という。）が、第6条第1項に定める認定基準に適合することを確認するにあたり、大阪府附属機関条例（昭和27年大阪府条例第39号）により設置した大阪府新商品の生産等による新事業分野開拓事業者認定事業審査会（以下「審査会」という。）に対し、調査審議を諮問するものとする。

(通報義務等)

第4条 審査会の委員は、認定を受けようとする事業者及びその関係者から不正行為を目的とした接触を受けた場合は、速やかに知事に通報するものとする。

2 審査会の委員は、審査内容に関して認定を受けようとする事業者との間に利害関係が存在する場合及び利害関係が発生する恐れがあると判明した場合は、速やかに知事に申し出るとともに、当該審査会の審議を辞退するものとする。

3 知事は審査会の委員が故意に不正行為を行った場合には、委員を解任する。

(申請方法)

第5条 認定を受けようとする事業者は、別に定める募集期間内に、新商品の生産等による新事業分野開拓事業者認定事前申請書（様式第1号）を作成し、知事に事前申請するものとする。ただし、1事業者につき、1つの新商品等に限る事前申請できるものとする。

2 前項の事前申請書には次の書類を添付するものとする。

(1) 新商品等の概要が分かる資料

(2) 新商品等が別表第1のいずれかに該当することが分かる書類

3 知事は、事前申請のあった新商品等について、府の機関における使途見込みを調査確認し、使途見込みがあること又は使途見込みがないことを申請者に通知する。

4 前項の規定により府の機関における使途見込みがあることの通知を受けた事業者は、別に定める募集期間内に、次の各号に掲げる事項が記載された新商品の生産等による新事業分野開拓実施計画（様式第2号）を作成し、知事に本申請するものとする。

- （1）新商品の生産等の目標
- （2）新商品等の内容
- （3）新商品の生産等の実施時期
- （4）新商品の生産等の実施方法並びに実施に必要な資金の額及びその調達方法

5 前項の申請書には次の書類を添付するものとする。

- （1）登記事項証明書（全部事項証明書）（法人に限る。）
- （2）直近2事業年度の決算書及び事業報告（これらが無い場合は、経営状況及び事業内容を記載した書類）
- （3）府税の納税証明書（未納のない証明）
- （4）新商品等の詳細が分かる資料

6 大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第26条の規定に基づき、本事業から暴力団の排除を図るため、第1項の申請を行う事業者は、誓約書（様式第3号）により、知事に次の各号に掲げる事項について誓約すること。

- （1）事業者が暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと。
- （2）前号の確認を行うため必要な事業者（法人である場合は役員）の個人情報（氏名、よみがな、生年月日等）の届け出を行い、知事が必要と認めるときは、当該個人情報を警察本部長に提供することに同意すること。
- （3）前項の確認により、事業者が、暴力団員又は暴力団密接関係者であることが判明した場合に、次条第2項第4号及び第8条第1項第5号の規定により認定の取り消し等とされても異議を申し立てないこと。

（事業者の認定）

第6条 知事は、第3条の審査会の意見から、実施計画が次の各号に掲げる基準（以下「認定基準」という。）に適合すると確認したときは、当該事業者を新商品の生産等により新たな事業分野の開拓を図る者（以下「認定事業者」という。）として認定するものとする。

- （1）実施計画に記載の新商品等が、第2条第1項に定める新商品等であること。
- （2）実施計画に記載の「新商品の生産等の実施方法並びに実施に必要な資金

の額及びその調達方法」が新商品の生産等による新たな事業分野の開拓を確実に実施するために適切なものであること。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、次のいずれかに該当するときは、当該事業者を認定しないものとする。

(1) 実施計画が関係法令に違反している又はその恐れがあることが明らかな場合

(2) 実施計画が公序良俗に反する又はその恐れがあることが明らかな場合

(3) 事業者による審査会の委員へ不正行為目的の接触が判明した場合

(4) 事業者が暴力団員又は暴力団密接関係者である場合

3 知事は、前二項の規定により事業者を認定し、又は認定しないことを決定したときは、速やかにその旨を事業者に通知するとともに、認定事業者の名称及び新商品等の内容等について公表する。

4 認定の期間は、知事が認定事業者に対して、前項の認定の通知をした日から3年を経過した日の属する年度の末日までとする。

(実施計画の変更等)

第7条 認定事業者は、実施計画のうち、第5条第4項の各号に掲げる事項について変更しようとするときは、新商品の生産等による新事業分野開拓事業者認定変更申請書（様式第4号）により知事に申請しなければならない。ただし、第5条第4項第4号に掲げる事項のうち、資金の額の変更については、20パーセント以内の軽微な変更は除く。

2 知事は、前項の申請について、申請内容を承認すべきものと認めたときは、その旨を認定事業者に通知するものとする。

(認定の取消し)

第8条 知事は、認定事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。

(1) 実施計画（前条の規定による変更があったときは、その変更後のもの）に従って事業を実施していないとき。

(2) 第6条第1項に定める認定基準に適合しなくなつたと認められるとき。

(3) 法令違反等不正な行為があったとき。

(4) 事業者による審査会の委員への不正行為目的の接触が判明したとき。

(5) 事業者が暴力団員又は暴力団密接関係者であることが判明したとき。

2 前項による認定の取消しにより損失が生じたときは、その損失は認定事業者の負担とする。

(報告及び調査)

第9条 知事は、必要があるときは、認定事業者に対して実施計画について報告を求め、又は調査をすることができる。

2 認定事業者は、実施計画にかかる事業を中止したときは、知事に届け出なければならない。

(新商品の調達)

第10条 府の機関は、商品や役務の調達を行うにあたり、認定事業者が生産又は提供する新商品等の性能、品質、数量及び価格等について考慮の上、率先調達に努めるものとする。

(契約手続の公表)

第11条 大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第61条の4及び大阪府企業財務規則（昭和39年大阪府規則第28号）第54条で定める随意契約の手続について、その公表方法を別表第2のとおり定める。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要綱は、平成19年1月19日から施行する。

この要綱は、平成20年1月16日から施行する。

この要綱は、平成21年2月24日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年12月6日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

ただし、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に事前申請を行った事業者については、第5条の規定にかかわらず、平成24年3月31日に達するまでの間は、なお従前の例による。なお、第5条の規定により新たに申請を行った事業者については、この限りではない。

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

この要綱は、平成24年11月1日から施行する。

この要綱は、平成25年5月15日から施行する。

この要綱は、平成26年5月13日から施行する。

この要綱は、平成27年5月18日から施行する。

この要綱は、平成28年5月20日から施行する。

この要綱は、平成29年5月22日から施行する。

この要綱は、平成30年5月22日から施行する。

この要綱は、平成30年7月5日から施行し、改正後の要綱第6条第4項の規定は、施行日前の認定事業者について適用する。

この要綱は、平成31年1月4日から施行し、改正後の要綱第6条第4項の規定は、施行日前の認定事業者について適用する。

この要綱は、令和元年5月28日から施行する。

この要綱は、令和元年7月16日から施行する。

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

この要綱は、令和4年2月1日から施行する。

この要綱は、令和4年5月26日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年7月24日から施行する。

別表第1

(1) 中小企業等経営強化法第14条の規定による知事の承認を受けた経営革新計画に基づいて生産又は提供する新商品等（ただし、食品、医薬品、医薬部外品及び化粧品並びに工事における工法又は技術を除く。）
(2) 府、大阪市又は公益財団法人大阪産業局が実施する事業において認定等を受け、上記（1）の規定に類すると認められる新商品等
(3) 国及び市町村等から表彰や認定等を受け、上記（1）の規定に類すると認められる新商品等
(4) 大阪ヘルスケアパビリオン展示・出展ゾーンへ出展参加した（又は今後出展参加予定の）中小企業・スタートアップの出展商品等で、既に販売を開始している、又は令和7年度中に販売を開始する計画があるもの
(5) 社会貢献や社会課題解決につながる新商品等で、国又は地方公共団体（大阪府を除く。）で導入実績があるもの

別表第2

(1) 大阪府財務規則第61条の4第1号及び大阪府企業財務規則第54条第1号中「別に定めるところ」について	公表内容	地方自治法施行令第167条の2第1項第4号及び地方公営企業法施行令第21条の13第1項第4号に基づく物品の発注見通し
	公表時期	当該年度の4月当初から5月末日までの期間（ただし、発注予定のないときにはこれを公表しない。）
	公表期間	7日間以上
	公表方法	掲示
	公表場所	府ホームページ
(2) 大阪府財務規則第61条の4第2号及び大阪府企業財務規則第54条第2号中「別に定める方法」について	公表内容	契約の内容、契約の相手方の決定方法及び基準、申請方法
	公表時期	契約締結の相当期間前（概ね2週間前とする。ただし、やむを得ない場合を除く。）
	公表期間	7日間以上
	公表方法	掲示
	公表場所	府ホームページ
(3) 大阪府財務規則第61条の4第3号及び大阪府企業財務規則第54条第3号中「別に定める方	公表内容	契約の相手方の氏名又は名称及び住所、契約の相手方とした理由、新商品の名称及び特性
	公表時期	契約締結後、2週間以内

法」について	公表期間	7 日間以上
	公表方法	掲示
	公表場所	府ホームページ